

役員報酬等規程

一般社団法人 ゼンコロ

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人ゼンコロ（以下、「当法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の間年の報酬総額及び報酬の支給基準並びに職務執行上の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の役員が受ける財産上の利益及び退職手当をいい、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、役員の間年の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員及び監事には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の間年の報酬は月額とすることとし、外部の非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 非常勤役員は原則として無報酬とする。ただし理事会の承認を得て、必要な者には報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の間年の報酬総額（月例給与及び賞与）は、別表第1「常勤役員の間年の報酬総額」のとおりとする。

- 2 各常勤役員の間年の報酬額は、前項の「常勤役員の間年の報酬総額」の範囲内で理事会において決定する。
- 3 非常勤役員に対して支給する場合及び監事に対する報酬基準は、別表第2「非常勤役員及び監事の間年の報酬基準」に明確にする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月末日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に支給する場合及び監事にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金、積立金等を控除した上で、現金をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 役員の使用費用については、別表第3「費用弁償の支給基準」とおとし、これ以外の職務執行にあつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要求するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程の改廃は、総会が行う。
2. この規程は、2009（平成21）年3月6日より実施する。
3. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	2,000千円
-----------	---------

別表第2 非常勤役員及び監事の報酬基準

非常勤役員及び 監事の報酬基準	①理事会出席の都度、報酬として1人一律8,000円 ②監事に対し監査の都度、報酬1人一律22,222円
--------------------	--

別表第3 費用弁償の支給基準

費用弁償の支給基準	理事会出席の都度、旅費交通費の実費支給
-----------	---------------------